

兼業の種類		☐ 高度管理医療機器等販売業・貸与業 ☐ 毒物劇物販売業 ☐ 管理医療機器販売業・貸与業 ☐ その他（ ）
店舗において販売し、又は授与する医薬品の区分		☐ 要指導医薬品 ☐ 第1類医薬品 ☐ 指定第2類医薬品 ☐ 第2類医薬品 ☐ 第3類医薬品
法第26条第3項第5号の厚生労働省令で定める事項 （特定販売を行う場合のみ記入）	特定販売を行う際に使用する通信手段	☐ インターネット ☐ アプリケーションソフト ☐ カタログ ☐ 電話 ☐ その他（ ）
	特定販売を行う医薬品の区分	☐ 要指導医薬品（特定要指導医薬品を除く。） ☐ 第1類医薬品 ☐ 指定第2類医薬品 ☐ 第2類医薬品 ☐ 第3類医薬品 （ ☐ 指定濫用防止医薬品） ※要指導医薬品（特定要指導医薬品を除く。）又は指定濫用防止医薬品の特定販売を行う場合は、使用するビデオ通話システムに関し、オンライン服薬指導に係る情報の漏えい等の危険に関する事項が分かる資料を添付すること。
	要指導医薬品（特定要指導医薬品を除く。）又は指定濫用防止医薬品の特定販売を行う際に使用する映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることが可能な方法	☐ ビデオ通話（汎用ソフトウェア・アプリケーションを用いるもの） ソフトウェア・アプリケーション名： _____ ☐ ビデオ通話（自ら開発又は委託開発による専用ソフトウェア・アプリケーションを用いるもの）
	特定販売の広告に店舗の名称と異なる名称を表示 ※複数ある場合はすべて記載	☐ 有（名称： ） ☐ 無
	主たるホームページアドレス ※複数ある場合はすべて記載 ※主たるホームページの構成の概要を示した書類（複数ある場合はすべて）を添付	インターネットを利用して広告 ☐ する ☐ しない ※広告する場合は以下を記載 ・主たるホームページのアドレス ※閲覧にパスワードが必要な場合はパスワードを記載
	特定販売のみを行う時間	☐ 有（時間： ） ☐ 無 ※有の場合は、適切な監督に必要な設備に該当するものに ☒ 画像又は映像を撮影・電送する設備 ☐ テレビ電話 ☐ デジタルカメラ ☐ 電子メールで送信するためのパソコン又はインターネット回線等 （E-mail： ） ☐ 現状についてリアルタイムでやり取りができる電話機・電話回線 ☐ その他（ ）

- 1 ホームページを開設せず、アプリケーションソフト等を利用して特定販売を行う場合には、当該ソフト等の入手方法にする資料を添付すること。
- 2 主たるホームページのアドレスは、「トップページ」や「メインページ」のアドレスを記載すること。なお、全てのホームページへのリンクをまとめたホームページのアドレスでも可。
- 3 主たるホームページの構成の概要として、次の内容が分かる書類（表示例等）を添付すること。
 - ・ホームページのトップページ
 - ・医薬品の表示内容（個別の販売ページ、販売する医薬品一覧、検索結果等）
 - ・薬局の管理及び運営に関する事項
 - ・要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項
 - ・薬局の主要な外観の写真
 - ・現在勤務している薬剤師又は登録販売者の別及びその氏名
 - ・薬局製造医薬品、要指導医薬品（特定要指導医薬品を除く。）又は一般用医薬品の陳列の状況を示す写真
 - ・開店時間と特定販売を行う時間が異なる場合にあっては、その開店時間及び特定販売を行う時間
 - ・特定販売を行う薬局製造販売医薬品、要指導医薬品（特定要指導医薬品を除く。）又は一般用医薬品の使用期限
- 4 カタログ等を用いて特定販売を行う場合は、3と同様にその概要が分かる資料を添付すること。